



おもいつながり ささえあう

第4次 東海市総合福祉計画

令和6年度～令和15年度
(2024年度～2033年度)

概要版



1 計画策定の趣旨

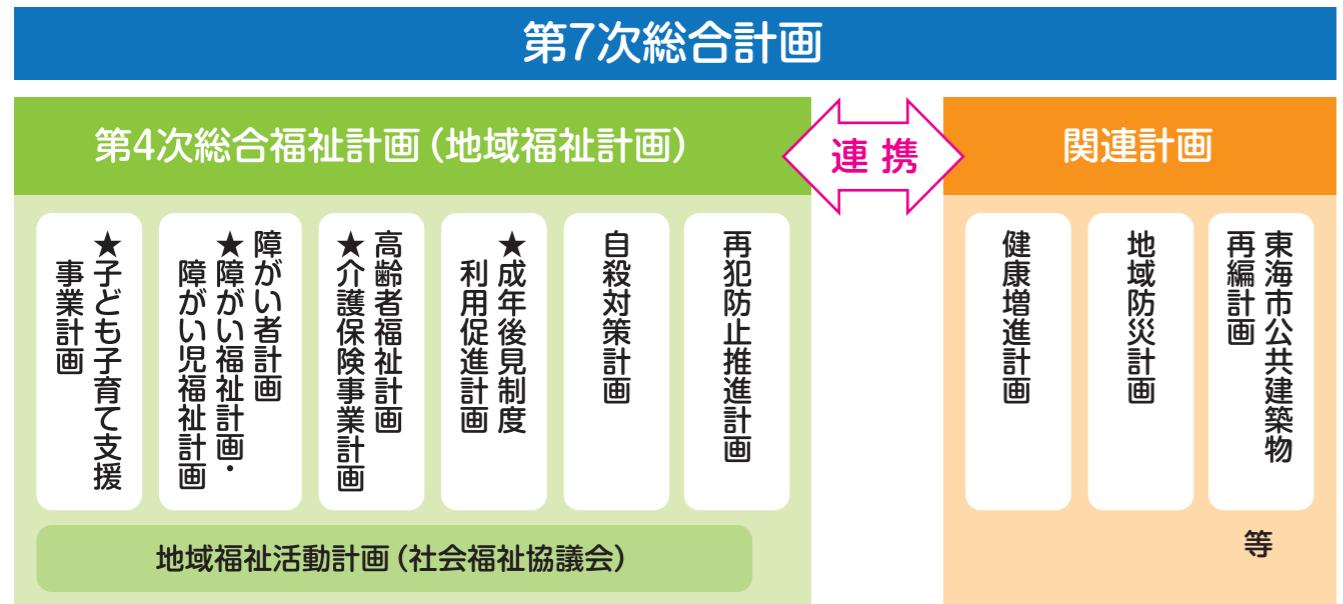
本市の福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけ、高齢、障がい、子ども、地域福祉の分野を柱に平成5年度（1993年度）に初めて策定されました。近年では、この分野ごとに応じた対応が難しい複雑的・複合的な課題を抱えている人や世帯、制度の狭間に応じた体制づくりを推進する必要があります。誰一人取り残さない地域とするため、分野ごとの施策ではなく目的別に施策を立て、包括的な支援体制を構築する計画として、第4次東海市総合福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画の「第7次東海市総合計画」の基本理念や目標、施策の方向性を踏まえ、地域における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、地域福祉推進の要である社会福祉法人東海市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が核となり地域における福祉活動を行うことができるよう、市社協が具体的な活動内容を定めた地域福祉活動計画についても、一体的に策定するものです。

計画の体系図



3 計画期間

10年間（令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度））。

中間見直しを令和10年度（2028年度）に行います。

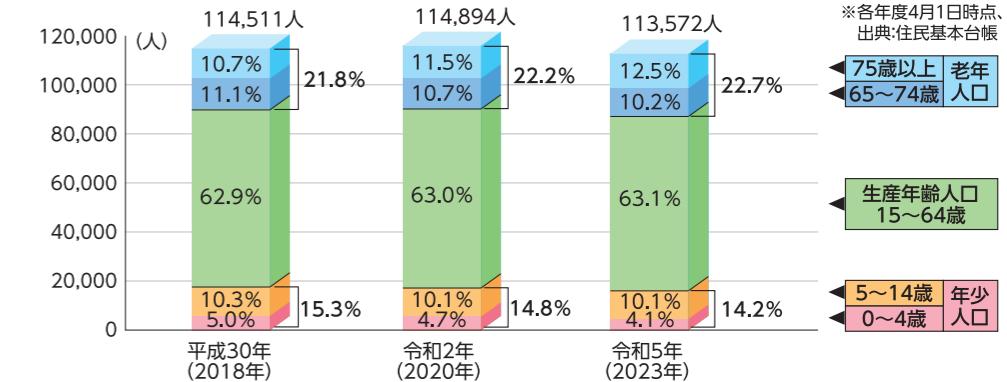
4 基本理念

「おもい つながり さえあう」

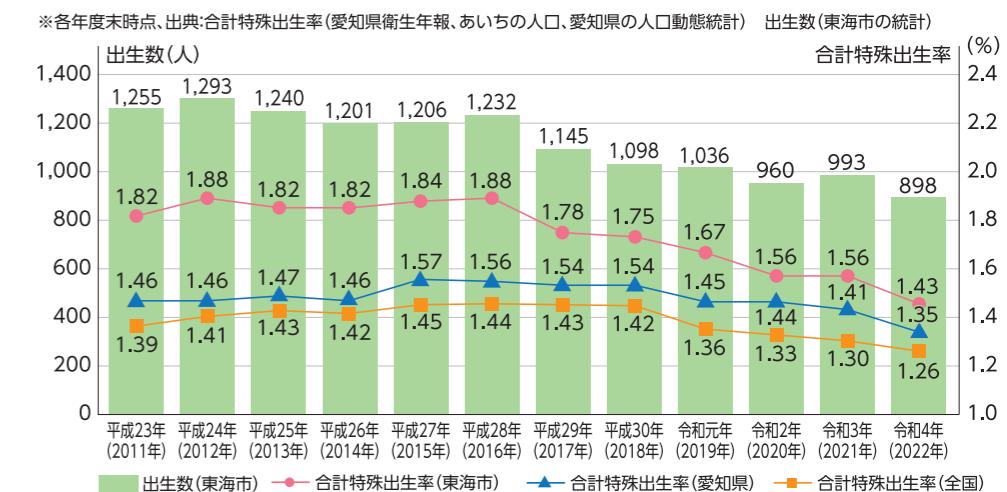
本市の地域福祉の目指すまちの姿を本計画の基本理念「おもい つながり さえあう」とし、市民一人ひとりがお互いのことを理解し、認め合い、思いやる心を持ちながら、人と人が出会い、地域でつながり支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域福祉の推進をしていきます。

5 統計から見る東海市の現状

年齢区分別人口構成

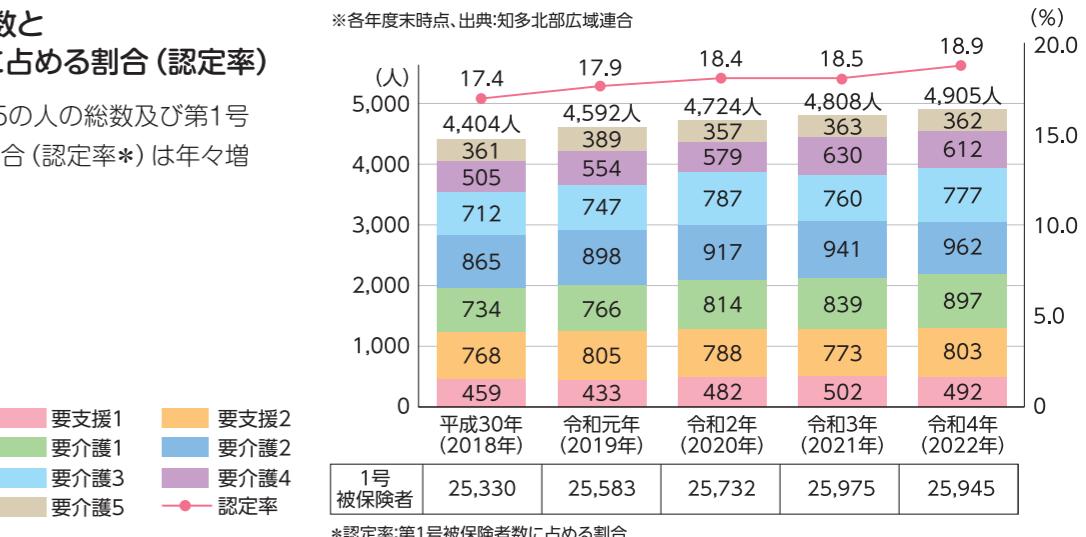


合計特殊出生率



要介護度別認定者数と第1号被保険者数に占める割合（認定率）

要支援1から要介護5の人の総数及び第1号被保険者数に占める割合（認定率）は年々増加しています。



*認定率：第1号被保険者数に占める割合

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

年	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)
身体障害者手帳	18歳未満	73	80	74	67
	18歳以上	3,529	3,563	3,556	3,575
	小計	3,602	3,643	3,630	3,640
療育手帳	18歳未満	281	314	324	334
	18歳以上	620	613	636	672
	小計	901	927	960	1,056
精神障害者保健福祉手帳	小計	710	825	895	959
	合計	5,213	5,395	5,485	5,629
					5,810

6 基本目標及び施策体系



7 施策の展開

基本目標 1

誰もがつながりを持ち、 地域で支え合っている

包括的支援体制が確立され、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う中でお互いに気に掛け合い、支え合っている状態を目指すため、相談支援体制の充実や地域での支え合い活動の推進、福祉教育の充実を図っていきます。

施策①

気軽に相談できる体制を強化します

施策②

コミュニティの中で支え合える体制を整備します

施策③

一人ひとりの生活について考える機会を増やします

基本目標 2

一人ひとりが役割を持ち、 安心して自分らしく生活している

個別支援体制が整備され、障がいの有無や年齢に関わらず一人ひとりの命が守られ、誰一人社会的に孤立せず、地域で安心して生活している状態を目指すため、社会的孤立や虐待対応、障がい者やひきこもりの就労的支援などに取り組み、各種福祉サービスの充実をはじめ、福祉避難所や避難行動要支援者に対する体制整備を進めています。

施策④

市民の権利をまもり 社会とのつながりが持てるよう支援します

施策⑤

すべての市民が 役割を持ち参加できる 機会を増やします

施策⑥

安心して生活できるよう 身近な場所で支援します



基本目標 3

子どもたちの健やかな育ちを、 地域で支え合っている

子どもの置かれている状態に関わらず、すべての子どもの権利が保障され、子どもを中心とした地域で支え合いのもと、子どもたちが健やかに成長している状態を目指すため、こども家庭センター機能の充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援、発達支援体制の構築、保育環境の整備、居場所の充実などを進めていきます。



施策⑦

子ども・子育て世代への 支援を充実させます

施策⑧

支援を必要とする子ども・ 若者・家庭への 支援体制を充実させます

施策⑨

子どもや家庭が元気に 育つ環境を整備します

「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期まですべての家庭のニーズを一元的に把握し、子どもや子育て家庭に寄り添い続ける切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域での見守りや支え合いを進め、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

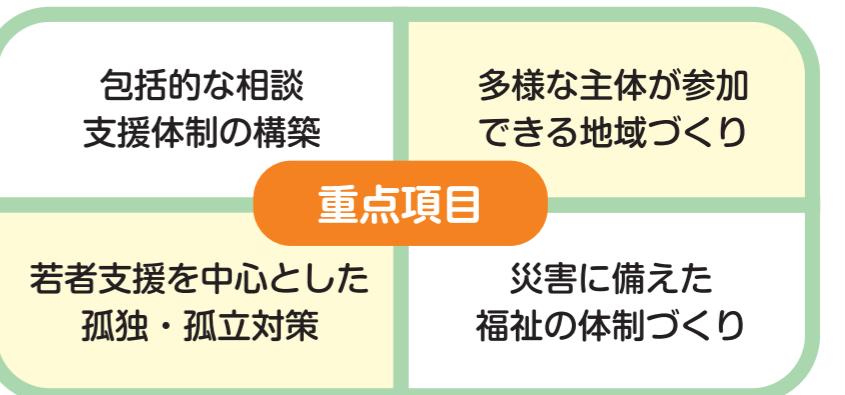
支援が必要な妊婦及び子どもと家庭の状況を把握し、CSWや分野を超えた関係機関と連携しながら、ニーズに合った支援事業を通して安心して生活ができるよう支援します。

多様化する保育ニーズに対応できる環境整備を進めるとともに、子どもやその家庭が、安心して過ごせる居場所で多世代の交流を通して豊かな体験を重ね、健やかに育つ環境整備を進めます。



8 計画の推進

① 重点項目



② 進行管理

本計画を効率的かつ効果的に推進していくため、各施策の進捗状況や重点項目の取り組みにおける効果の検証・評価を行い、計画の見直しや施策の改善、充実を図りながら、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

東海市総合福祉計画推進協議会等の会議を開催し、数値で評価できるものについては、KPIの考え方を取り入れながらPDCAサイクルに基づき施策の推進・点検・評価を行います。

また、市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち計画を推進できるよう、積極的に情報を発信しています。

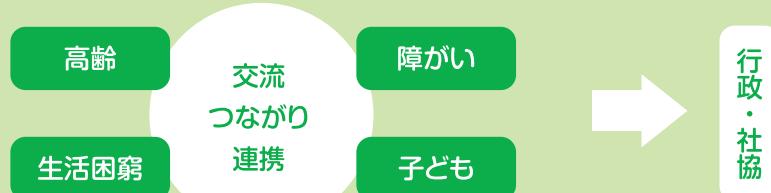
*1 CSWとはコミュニティソーシャルワーカーのこと、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野に関わらず、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人のことを言う。

9 包括的支援体制イメージ図

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制

地域づくり

1層(市全域) 地域生活課題の把握・検討・解釈 広域連携との調整



行政・社協

総合福祉計画推進協議会
生活支援体制整備等協議会
多職種意見交換会 等

2層 (日常生活圏域) 社会資源の創造
地域貢献活動の活性化

3層 (コミュニティ単位) 意見交換会
地域生活課題の共有・検討
社会資源の創造
人づくりの場

4層 (身近なエリア) 意見交換会
支え合い活動
集いの場

適切な単位で
CSW
仕組みづくり

参加支援

つながり

役割
集いの場づくり
活躍の場づくり
就労支援
社会資源の活用

資源開発

地域生活課題の把握

CSW

解決に向けた検討・取り組み

相談支援

地域のアンテナ

支え合い活動
民生・児童委員、福祉団体
コミュニティ、
町内会・自治会、隣近所など

困りごとを抱える世帯

連携

関係機関

医療機関・学校・事業所など

相談機関

高齢
障がい
生活困窮
子ども

地域住民や関係機関が、困りごとを抱える世帯を見つけた時に、相談機関につなぎ、連携しながら相談機関が本人や世帯のアセスメントを丁寧に行い、課題解決に向けた調整を行います。場合によっては既存のサービス等では対応できないこともありますので、その場合はCSWが中心となって地域資源の開発を行い、参加に向けた新たな地域資源の創出に関する働きかけを行います。

この働きかけは、課題に対して適切なエリアがありますので、市全域の第1層を単位として行うものもあれば、身近なエリアである第4層で行うものもあります。

本市ではこのように包括的支援体制の整備を進めています。



このマークは、福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じて適切な支援機関につなぐ人の目印として作成したシンボルマークです。相談支援事業者や地域の方が一緒になって、気軽に相談しやすい環境を整えていきます。